

静岡県水循環の保全に関する条例の骨子（案）

1 目的

健全な水循環の保全について、基本理念を定め、県、事業者、土地所有者等及び県民の責務を明らかにし、及び県の施策の基本となる事項、水源保全地域における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の安全かつ健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

2 基本理念

健全な水循環の保全は、現在及び将来の県民が、水循環のもたらす恵みを持続的に享受できるよう、県、事業者、土地所有者等及び県民の適切な役割分担による協働により持続的に行われなければならない。

3 責務

(1) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、健全な水循環の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(2) 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、健全な水循環の保全に努めるとともに、県が実施する健全な水循環の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(3) 土地所有者等の責務

土地所有者等は、基本理念にのっとり、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、水源保全地域における適正な土地利用に配慮するとともに、県が実施する健全な水循環の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(4) 県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、県が実施する健全な水循環の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

4 基本施策

県は、流域全体を総合的に捉え、効率的かつ持続的な水利用の推進並びに流域における豊かな環境の保全及び回復を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容として、流域における健全な水循環の保全に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 農業用水の効率的利用、生活用水及び工業用水の使用の合理化等により、水の需要を抑制し、河川における水源としての負担を軽減すること。
- (2) 地下水の適切な利用、地表水の段階的な利用等により、河川の豊富な水量を確保すること。
- (3) 流域の土地利用や河川等への排水に関する適切な指導等により、河川の良い水質を保全すること。
- (4) 河川に関わる自然環境や伝統文化等の調査研究を推進し、流域における文化を保全及び回復する取組に努めること。

5 流域水循環計画

知事は、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るために、必要な流域ごとの水循環計画を定めるものとする。

6 水源保全地域

知事は、水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を、水源保全地域として指定することができる。

7 水源保全地域における土地取引等及び開発行為の事前届出等

(1) 土地取引等の事前届出等

水源保全地域内の土地について、土地の所有者等（売主等）は、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の2月前までに、知事に届け出なければならない。

知事は、関係市町長の意見を勘案し、健全な水循環の保全のために特に必要があると認めるときは、届出者に対し必要な指導を行うことができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ県環境審議会の意見を聴くものとする。

ア 届出事項

- ・土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所
- ・土地売買等の契約に係る土地の区域及び面積
- ・土地売買等の契約を締結しようとする日
- ・土地売買等の契約に係る契約の種類及び内容

(2) 開発行為の事前届出等

水源保全地域内において、土石の採取その他の土地の形質の変更する行為を行おうとする者は、当該開発行為に着手しようとする日の2月前までに、知事に届け出なければならない。

知事は、関係市町長の意見を勘案し、健全な水循環の保全のために特に必要があると認めるときは、届出者に対し必要な指導を行うことができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ県環境審議会の意見を聴くものとする。

ア 届出事項

- ・開発行為を行おうとする者の氏名及び住所
- ・開発行為の内容
- ・開発行為を行おうとする土地の区域
- ・健全な水循環の保全のための措置

8 実地調査

(1) 知事は、7(1)又は(2)の届出（以下「届出」という。）をした者に対し、条例の施行に必要な限度において、当該届出に係る事項について必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(2) 知事は、その職員に、届出に係る土地に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

9 勧告及び命令

(1) 知事は、届出をしない者、虚偽の届出を行った者、正当な理由なく指導に従わなかった者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(2) 知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、これらの者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

10 公表

知事は、命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

11 罰則

9（2）の命令に従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。